

株 式 取 扱 規 則

(平成 25 年 8 月 1 日改正)

川崎重工業株式会社

目 次

第1章 総 則	1
第2章 株主名簿への記録等	1
第3章 株主確認	2
第4章 少数株主権等の行使手続き	2
第5章 単元未満株式の買取り	3
第6章 単元未満株式の買増し	4
第7章 特別口座の特例	5
第8章 手 数 料	5

附 則

川崎重工業株式会社株式取扱規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款の規定に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株 主 名 簿 へ の 記 録 等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

- ② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録又は変更を行うものとする。
- ③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項等に係る届出)

第4条 株主及びその法定代理人は、次の事項について、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更又は解除があった場合も同様とする。

1. 氏名又は名称及び住所
2. 株主が法人である場合は、第1号のほか代表者1名の氏名
3. 株式を共有する場合は、共有代表者1名の氏名又は名称及び住所

② 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、第1項の手続きのほか、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受ける場所を定めなければならない。この場合、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受ける場所は、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更又は解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第5条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第3章 株 主 確 認

(株主確認)

第6条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認出来る場合はこの限りでない。

- ② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- ③ 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
- ④ 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第4章 少数株主権等の行使手続き

(少数株主権等の行使手続き)

第7条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案権等の株主の権利の行使方法)

第8条 株主は、法令に基づき、取締役に対して、株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とすることの請求、株主総会の目的である事項につ

き当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求等の株主の権利を行使する場合は、前条により行うこととする。

- ② 株主は、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求を行う場合には、提出する議案に関する以下の各号の事項について、それぞれ各号に定める字数以内（ただし、当会社が必要と認め別途分量を定める場合には当該分量の範囲内）で、その内容を第1項の書面に記載するものとする。

(1) 提案の理由：400字

(2) 議案の要領：400字

ただし、取締役、監査役及び会計監査人の選任議案については、それぞれ会社法施行規則第74条、第76条及び第77条に規定する事項とする（1候補者につき400字）。

第5章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取請求の方法)

第9条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(買取価格)

第10条 単元未満株式の買取価格は、買取請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所における最終価格により算定する。ただし、その日に同取引所において売買取引がないときは、同日の名古屋証券取引所における最終価格により算定する。

- ② 前項の両証券取引所のいずれにおいても売買取引がないとき、又は両証券取引所が休業日に当たるときは、その翌日に東京証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格により算定し、その日に同取引所において売買取引がないときは、同日の名古屋証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格により算定する。両証券取引所のいずれにおいても売買取引がないときは、その翌日以降も同様とする。

(買取代金の支払)

第11条 単元未満株式の買取代金は、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

- ② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第12条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の買取代金の支払手続が完了した日に、当会社の振替口座に振替えるものとする。

第6章 単元未満株式の買増し

(単元未満株式の買増請求の方法)

第13条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第14条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第15条 買増請求の効力は、買増請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格)

第16条 単元未満株式の買増価格は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所における最終価格により算定する。ただし、その日に同取引所において売買取引がないときは、同日の名古屋証券取引所における最終価格により算定する。

- ② 前項の両証券取引所のいずれにおいても売買取引がないとき、又は両証券取引所が休業日に当たるときは、その翌日に東京証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格により算定し、その日に同取引所において売買取引がないときは、同日の名古屋証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格により算定する。両証券取引所のいずれにおいても売買取引がないときは、その翌日以降も同様とする。

(買増株式の移転)

第17条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第18条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 9月30日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

② 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第7章 特 別 口 座 の 特 例

(特別口座の特例)

第19条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第8章 手 数 料

(手数料)

第20条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

附 則

この規則の変更は、取締役会の決議による。

以 上